

## 令和5年度 第1回藤沢市部活動推進協議会 会議録

### 1 開催日時

2023年5月15日（月）15時～17時

### 2 開催場所

市役所本庁舎8階 会議室8-1・8-2

### 3 委員および出席者

#### 【委員】

	氏名	所属	出欠
1	東海林 祐子	慶應義塾大学総合政策学部兼大学院 政策・メディア研究科	出席
2	川邊 保孝	東海大学 スポーツプロモーションセンター	出席
3	田口 迪子	藤沢市文化団体連合会	出席
4	林 良雄	藤沢市体育協会	出席
5	谷口 三千也	藤沢市スポーツ少年団	出席
6	太田 修二	藤沢市民交響楽団	出席
7	大井 秀幸	藤沢市学校・家庭・地域連携推進協議会会長会	出席
8	越 美紀	藤沢の子どもたちのためにつながる会	出席
9	福家 大輔	藤沢の子どもたちのためにつながる会	出席
10	櫻井 光	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	出席
11	神原 勇人	藤沢市みらい創造財団	出席
12	加瀬 良一	御所見小学校	出席

13	笹原 信吾	滝の沢中学校	出席
14	亀山 憲生	村岡中学校	出席
15	坪谷 麻貴	湘洋中学校長	出席
16	岸 寛人	藤沢市中学校体育連盟	出席
17	中村 亮平	村岡中学校（藤沢市教職員組合）	出席

### 【運営委員】

	氏名	所属	役職	出欠
1	谷村 朋	市民自治推進課	課長補佐	出席
2	浅上 修嗣	生涯学習総務課	主幹	出席
3	森本 琢実	文化芸術課	課長補佐	欠席
4	三部 梨加子	スポーツ推進課	課長補佐	出席

### 【事務局】

	氏名	所属
1	峯 浩太郎	藤沢市教育委員会 教育部長
2	近 尚昭	藤沢市教育委員会 教育部 参事
3	丸谷 英之	藤沢市教育委員会 教育指導課長
4	岡本 真人	藤沢市教育委員会 教育指導課 課長補佐
5	野口 博史	藤沢市教育委員会 教育指導課 指導主事
6	平沼 美有	藤沢市教育委員会 教育指導課 事務担当

#### 4 会議録

1. 委員委嘱・任命
2. 会長、副会長選出
3. 会長、副会長挨拶
4. 部活動地域移行準備連絡会からの申し送りと今年度の見通しについて
5. 協議  
「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」について
6. 事務連絡
7. 閉会挨拶(副会長)

#### 【当日の記録】

事務局 : それでは、会長の東海林委員よりご挨拶をお願いします。

会 長 : 皆様、改めまして、東海林でございます。こういう場はたくさん経験しておりますが、いつも思うのは、すごく雰囲気が硬いので、なかなか皆様のご意見を聞き出せないことがあります。これだけ現場の方がいらっしゃるので、現場の方の声をたくさん聞きたいです。現場がどうなっているのかを知ることが、とても大事だと思っています。私は、皆さんが考えている藤沢市の子どもたちの未来のために、ご意見をうまく引き出していく役割を担おうと考えております。ぜひ遠慮せず、意見をぶつけ合いながら議論を尽くしていきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いします。

事務局 : 続きまして、副会長の川邊委員よりご挨拶をお願いします。

副会長 : 改めまして、どうぞよろしくをお願いします。川邊です。先ほど皆様から非常に前向きなご発言がたくさん聞かれたことを心強く思っております。子供たちのスポーツ環境や文化活動の環境をいかにより良くするかというポジティブな話ができたらと思っております。

ぜひともご協力のほど、並びに、どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長 : それでは、早速、藤沢市部活動地域移行推進協議会設置要綱第5条第1項に基づき、第1回藤沢市部活動地域移行推進協議会を開きたいと考えますがいかがでしょうか。

委 員 : (異議なし。)

会 長 : ありがとうございます。

なお、発言等ある場合は、挙手をし、指名された方が発言するようお願いいたします。発言者には、事務局がマイクをお持ちします。よろしくお願ひいたします。

会 長 : 以後は、次第に従って推進協議会を進行していきます。次第の4 部活動地域移行準備連絡会からの申し送りと今年度の見通しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 昨年度開催した準備連絡会からの申し送りの概要と、申し送りからの今年度の推進協議会の見通しについてご説明申し上げます。

昨年度、藤沢市部活動地域移行準備連絡会では、「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という視点に立ち、生徒の望ましい成長を保證できるよう、学校部活動に限らず、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備することを目的に議論を重ねてきました。国が示す部活動地域移行の概要については、「藤沢市部活動地域移行準備連絡会 協議のまとめ」に記載のとおりです。中学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われているものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動です。

しかしながら、現在の部活動は、顧問である教員の献身的な勤務によって支えられ、長時間勤務や、経験のない競技を指導せざるを得ないことにより、教師にとって大きな業務負担となっています。

また、深刻な少子化の進展により、現在のような学校単位での部活動は、将来的に破綻することが想定されています。こうした問題を解決するため、国は令和2年9月「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」よう改革案を示しました。

本市においても、教員の負担軽減が実現でき、持続的な部活動制度を構築するために、中学校の部活動を地域の活動へと移行していく必要がございます。

「2 地域クラブ活動への移行に向けたモデル事業実施案～3つの手法～」をご覧ください。今年度行う3つのモデル実証についてご説明します。モデル実証となる3つの部活動は、本市立中学校長に「現在、地域連携を行っている部活動」、あるいは「今後、地域連携を行えそうな活動」についてリサーチを行い、その結果を踏まえ選定しました。

まず、滝の沢中学校の陸上競技部は、休日の部活動を藤沢市みらい創造財団の管理下で、藤沢ACという地域の陸上競技団体が指導を行います。この陸上競技団体は、以前から当該陸上部への指導を行っているとともに、指導資格等も有しております。

当該陸上部の顧問の教員も休日の指導を希望しているので、兼職兼業の手続きをして、地域の指導者として藤沢ACの指導者と一緒に指導にあたります。

次に、湘南台中学校の吹奏楽部ですが、当該吹奏楽部の保護者が吹奏楽部の指導の実施主体となり、安全管理や予算管理等休日活動の運営業務を行うこととしております。

日ごろから部活動指導員と顧問の教員が指導に当たっておりますが、休日の指導については部活動指導員も顧問の教員も休日の指導を希望することが想定されており、その場合は兼職兼業の手続きをして、地域の指導者として休日の指導にあたる予定です。現在、本モデル実証の開始時期等について、保護者と調整をしているところでございます。

最後に、高浜中学校のサッカー部ですが、一般社団法人ゴールデンアカデミーという、総合型地域スポーツクラブが実施主体としてサッカー部の指導にあたります。顧問の教員は休日の指導を希望していないので、平日はこれまでどおり顧問の教員が、休日はゴールデンアカデミーの指導者が、それぞれサッカー部の指導にあたります。

このケースでは、平日と休日の指導者が異なることから、生徒の心情や動揺を考慮し、少なくとも3年生が夏の総合体育大会を終えるまでは、休日の部活動の指導は顧問の教員が中心となって行う体制は継続し、その指導に総合型地域スポーツクラブの指導者も協力する体制を取ります。また、休日の部活動指導の前後に、総合型地域スポーツクラブが中学校のグラウンドを活用して事業を行うことを計画しています。これは、指導者を小学生向けの教室や部活動へ柔軟に派遣できる環境を整えることで、クラブ運営が円滑に進められることを想定してのことです。

なお、それぞれのモデル実証においては、藤沢市の部活動ガイドラインの遵守を徹底し、安全管理のため、必ず2名の指導者等が対応することとしています。

この他の確認事項や、次年度に向けた意見提案は、「3 令和5年度のモデル事業実施に向けた確認事項」等に記載のとおりですので、後ほどお目通しください。

「6 藤沢市部活動地域移行推進協議会への申し送り」をご覧ください。ここからは昨年度、藤沢市部活動地域移行準備連絡会からの申し送りか

ら、今年度設置する藤沢市部活動地域移行推進協議会において、どのような協議をしていくか、報告させていただきます。

推進協議会では、昨年末に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、本市版のガイドラインの策定を行います。本日の資料の、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）」がそれにあたります。

この方針（案）の策定の中で、本市の実情を踏まえた、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備に向けた、その課題解決と方向性を述べていく必要がございます。

9月議会に本方針案を提出し、その後市民へ向けたシンポジウム及びパブリックコメントを実施し、本方針案に反映してまいります。推進協議会で改めて整理した上で、2月に議会に本方針を提出することになっております。

次に、「6 藤沢市部活動地域移行推進協議会への申し送り」上から3つ目、4つ目、5つ目の◇をご覧ください。モデル実証についてですが、3年間にわたりモデル実証を行うにあたり、「教員の負担軽減は図れたのか」、「生徒・保護者のニーズに応えられたのか」など、明確な評価指標を置くことにより具体的な検証となるようにし、翌年のモデル実証に反映できるようにしてまいります。モデル実証に関わる生徒、教員、保護者、地域クラブにアンケートを行い、事業の改善に活かしていく予定です。また、令和6、7年度の実施については、例えば「新しい種目」等の実証を視野にモデルの検証とするなど、目的の明確な検証となるようにしていきます。

本モデル事業は、現時点において、令和8年度からの地域クラブ活動への移行に向けた環境を整備するためのものとして、持続可能な地域クラブの活動を目指すものとして進めてまいります。

そして、「6 藤沢市部活動地域移行推進協議会への申し送り」中段以降にありますように、課題解決をより深く協議する検討専門部会を4つ設置し、準備連絡会からの申し送りをそれぞれの検討専門部会で協議し、それらを推進協議会に報告し、推進協議会から新たに降りてくる課題について協議し、推進協議会にその結果の報告をする、というサイクルで課題解決を図り、環境を少しずつ整えていきたいと考えております。推進協議会及び各専門部会の日程については、資料「藤沢市部活動地域

移行推進協議会開催日時及び会場（予定）」に記載がございますのでご確認ください。

専門部会運営要領に記載がございますが、第3条に則り部会長が運営してまいります。

各専門部会の長については、推進協議会設置要綱第6条第2項に基づき、教育委員会が指名させていただきます。

「地域指導団体に関する検討専門部会」の部会長は、中体連理事長の岸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「指導者の質や研修に関する検討専門部会」の部会長は、村岡中学校長の亀山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「大会運営検討専門部会」の部会長は、滝の沢中学校長の笹原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「諸条件検討専門部会」の部会長は、湘洋中学校長の坪谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、専門部会運営要領第3条及び第4条に基づき、部会長は専門分野ごとに必要な知見を有する関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができます。専門部会には指名された協議会委員以外には加わらなくてよいこととしておりますので、ご承知おきください。

部会長の皆様、専門部会の運営や当推進協議会への報告など、ご負担をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

また、本推進協議会において、今年度行う3つのモデル実証の検証と改善、令和6年度に予定している20ケースのモデル実証事業の選定について協議してまいります。

今年度のモデル実証の検証と改善については、先ほど申し上げたとおり、3つのモデル実証の当事者へのアンケート調査と、藤沢市みらい創造財団が開催する情報交換会の内容を活用していく予定でございます。アンケートについては、先ほど申し上げたとおり、当該部活動と地域クラブ活動に参加する生徒とその保護者、顧問の教員、地域クラブの指導者を対象と考えています。

そして今年度は、本市立小学校35校の小学校4年生～6年生児童とそ

の保護者、小学校教員対象に、任意でございますが、部活動地域移行に関するアンケート調査を行い、その結果の分析から見えるニーズや意識の傾向や課題について共有し、必要な協議をしてまいります。

以上が、「藤沢市部活動地域移行準備連絡会 協議のまとめ」の概要と、今年度の推進協議会の見通しについての報告となります。

会 長 : ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、皆さん追っていただくだけで、大変ではないでしょうか。何かこのところでご質問などございますでしょうか。主に、藤沢市部活動地域移行準備連絡会の協議のまとめと今後の見通しということでしたが委員の皆様、ここまでは大丈夫でしょうか。

会 長 : それでは、次第の5、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）」の協議へと入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）」の目次をご覧ください。本方針案は、Ⅰ章からⅣ章までで構成されております。

本方針案のⅠ章については、現時点の「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」Ⅰ章を改定したものであることから、見え消し線にて修正案をお示ししております。あわせまして、国のガイドラインで、新たにⅡ章からⅣ章が定められたことから、それに合わせて、市の案にもⅡ～Ⅳ章を新設しました。なお、新設した部分は、国のガイドラインの国や県が主語となっている部分を削除したもので、基本的には国のガイドラインから変更しておりません。新たに加筆した箇所には下線を引いてお示ししております。

県の改定版は、Ⅰ章のみ改定されたもので、今後Ⅱ～Ⅳ章も改定される見込みだそうです。

本日の推進協議会では、主にⅠ章とⅢ章について、これから案の内容を協議していただきます。Ⅱ章とⅣ章については、各専門部会で該当する案の内容を協議していただき、次の推進協議会でその協議内容を報告することとなります。

参考資料としてご用意した国のガイドライン、県、本市の方針それぞれの記載内容を参考にしながら、本市の方針案について、本市の実情を踏まえた、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備に向けた記述等について、ご検討いただきたいと思います。説明は以上でございます。



会 長 : ただいま事務局から説明があったとおり、藤沢市の案、Ⅰ章とⅢ章について、現在の藤沢市の実情を踏まえ、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備する、という視点に立ち、協議していきたいと思います。次に、Ⅰ章の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : Ⅰ章についてご説明いたします。お手元の資料の、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）」の目次をご覧ください。

併せて、国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の目次、そして県が作成した「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針【改定版】」の目次をご覧ください。

Ⅰ章は、学校部活動に係る内容です。これまでの学校部活動の在り方についての基本的な内容が踏襲されるとともに、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備や地域連携について、新たに記述されております。説明は以上です。

会 長 : 事務局からの説明を受けて、これから事務局が用意した案の内容を確認し、協議をしていきたいと思います。

では、まず1ページの「本方針策定の趣旨等」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。

会 長 : Ⅰ章は学校部活動に関わる内容で、基本的な内容は踏襲され、そこに藤沢市の実情を盛り込んでいただいているということですが、「本方針策定の趣旨等」についてご意見のある方はいらっしゃいますか。

委 員 : 一つ発言させていただこうと思います。最初の部分で部活動の意義が語られていると思いますが、おおよそ、この意義は正しいとは思いますが、それ以外にもう少し包括的に部活動の持つ意義を載せられないかと思います。

例えば、文化活動やスポーツ活動の機会保障は、これだけ社会的な格差等も広がっていく中で、子供たちのそういった部分に対するアクセスの保障が非常に大きな意義なので、そういったことを載せることや、また学校教育活動の発展として生涯スポーツや生涯学習、そういったものに結びつけるような意味合いが部活動には深くあると思います。

そういった意義がより多様に出てくると、今後の議論の発展等にも繋がるのではないかと思いますのでそういったもう少し包括的に様々な部活動の意義がここに記載されるといいのではないのでしょうか。

会 長 : ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思いました。これに関しましては、運営委員の方々のご意見をいただけますでしょうか。どうし

でも、部活動という運動部活動・文化部活動というそこだけの視点ではなく、包括的に導いていくってということがすごく重要だっていうふうなご意見でしたが、運営委員のどなたかお願いします。

運営委員：スポーツ推進課の立場からご意見を述べさせていただきますと、藤沢市のスポーツ都市宣言市宣言にあるとおり、生涯にわたって、いつでもどこでも誰でもいつまでもというような理念のもと、スポーツ施策の推進を図っております。

委員がおっしゃったとおり、教育的なところが大変徹底的に記載がされているかと思いますが、地域との連携を見据えていくことの視点を入れていただけると、部活動の移行において藤沢市独自の力を推し進めていくような方針案になるのではないかと個人的には思います。

委員：非常に貴重なご意見だったと思います。ぜひご検討いただければと思います。

会長：運営委員の方々、ほかによろしいでしょうか。

運営委員：生涯学習のかかわるところは、幅広く地域作り・人作り、そういった部分です。そういったところから包括的に考えていくことの必要性については感じます。

会長：はい、ありがとうございます。大変心強い委員の言葉だったと思います。他はいかがでしょうか。お願いします。

委員：ここに記載されている趣旨等は間違っていないと思います。それはなぜかという、これまでに国や県で議論され、整理されたことがこちらの方に経過として書かれていると思います。藤沢市で学校部活動の地域移行をやるにあたっての藤沢市としての考えやどういった意気込みで行うのか、どこに重点を置いてこの取り組みをしていくのかということは、こちらには記載されていないため、国がやるから市もやるというふうに読めてしまいます。様々ご意見いただいたようないろんな視点からやるべきですので、藤沢市としての特色をもう少し入れるべきです。重点的にこの部分はやるといったような記載があると、このことに関する多くの方の理解が深まるというふうに思います。

会長：はい、ありがとうございます。今大変貴重な、藤沢市のオリジナリティをしっかりと出して、これを見た人がこのパワーを感じるくらいの意気込みがあるといいってということだったと思います。事務局はいかがでしょうか。

事務局：様々ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃったように、方針案については、あえて藤沢市の色を出してはおりません。今後、様々出されたご意見を反映させながら色をつけていくこととなり

ます。生涯にわたって活動ができる仕組みは素晴らしいと思いますし、そういうことを実現するためにはどうしたらよいか、どういう意気込み・思いがあるのかということをお委員の皆様からご意見いただきながら、方針案をまとめてまいりたいと思います。

会 長 : はい、ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。

委 員 : 先ほど「部活動の意義を包括的に」というご意見がありましたが、今部活動が学校でどの生徒も気軽にスポーツ文化活動を行うことができるからこそ、日本の子供たちの活動が保障されている現状があると思うので、今の部活動を地域に移行するという考え方は、休日だけなのか、平日も含めてなのか、最終的なゴールをどうするのか、というところや、今ある活動の意義、何を大切にしていけるのか等、最初の書き方で、変わってくると思います。「学校の部活動」として、大切にしていけるべきだということを見越した最初の書き方ができるといいと思いました。

会 長 : はい、貴重なご意見ありがとうございます。今の委員のお話にもありましたように、藤沢市がどういう方針でいくのか、子供あるいは生徒が教育を受ける権利に言及してもいいのかもしれない。事務局で整理していただければと思います。

まずこの趣旨の部分はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会 長 : 次に、3 ページの I 章「学校部活動」をご覧ください。I 「学校部活動」、並びに 1 「適切な運営のための体制整備」の (1) 「学校部活動の方針の策定等」と (2) 「指導・運営に係る体制の構築」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。

会 長 : それでは、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委 員 : ちょっとよく理解できないので伺いたいです。1 の体制整備の (2) アには、「校長は…適切な指導者を確保していく」という部分があり、そのあとのカには「本市教育委員会は…部活動指導員を積極的に任用」とあります。

設置者の委員会は部活動指導員にかなりウエートを置いて、積極的に任用するとあります。そのあたりが理解できないため、教えていただけるとありがたいと思います。

会 長 : 事務局から回答をお願いします。

事務局 : 今、委員がおっしゃられたところは、方針案にはこう書かれているが、実際のところは、というご質問かと理解しました。教育委員会は、外部指導者や部活動指導員を任用して派遣するという形をとっておりますが、実際にはどのくらいの指導者が必要なのかというところは、学校の実情

を鑑みて細やかな配慮をするために学校長が把握されて、ニーズを形にしていくということだと思います。その確保については、設置者である教育委員会かもしれませんが、学校長等が地域の方等に声をかけて、ある程度道筋をつけていただいた上で、教育委員会の方で任用していくという流れです。ご理解いただければと思います。

会 長 : 校長先生からすると、答えになっていないように感じてしまうかもしれません。仕組みが曖昧だと感じますので、現場の校長先生方、大変ではないでしょうか。

委 員 : 校長の立場で探せと言われたら大変だなと感じます。実際にどちらが探すのかというのは迷われるのではないかと感じます。

委 員 : おそらく確保という言葉の主体が誰かというところに引っかかっているのではないかと推測しました。役割を、もう少し明確にするとよいと思います。今の話だと、学校も教育委員会もやるということであれば、それがわかるような文言とするといいいのではないかと感じます。

委 員 : 私なりの解釈になってしまうかもしれませんが、現状、今学校の部活動の中で外部指導員等が運用されていると思うのですが、これまでは、学校や種目にマッチをする指導者を任用したいということは学校の意思であり、要するに自分の学校にあった指導者を探すというのが学校側の役割で、教育委員会の役割は予算措置を含めた事務的な処理をやっていくことで、積極的という意味はやはり予算措置とか、制度を構築する意味合いなのではないでしょうか。

会 長 : これについて事務局はいかがですか。

事務局 : 委員のご説明のとおりです。ありがとうございます。

会 長 : ありがとうございます。

委 員 : 国のガイドラインの1(2)クには、都道府県がその指導員の指導者確保しやすくするために、スポーツ文化団体の協力を得たいとか、指導者の発掘把握に努めて、職員調査等から指導者を紹介する人材バンクの整備そういった項目がありますが、そういうのがあると校長先生も、探しやすいのではないかと感じますが、県も藤沢市にもないようなので、どうしてなくなってしまったのかという疑問が一つと、主体が都道府県と書いてあるので、市ではないかもしれないですが、市も含めて、私ども地域の団体も人材バンクをやっております。

会 長 : 大変貴重なご意見ありがとうございます。まさにその連携が「見える化」していくとよいのだろうと思います。おそらく、多種多様な部活動がある中で、校長先生が1人で人材を確保していくことは至難の業だと思います。地域に根差す、それこそみらい創造財団のボランティア

であったり、NPO人材バンクであったり、ぜひそういったところを活用していきながら連携を図っていくところが非常に重要だと思います。運営委員の皆様から、この件に関しまして何かありますでしょうか。

運営委員：ただいまの人材バンクですが、所管は生涯学習総務課です。現在人材バンクに登録してらっしゃる方は、サークル活動への指導者として求められたところに講師として行くような活動をしています。部活動指導となりますと中学生への指導の役割を求められてるところだと思いますので、人材バンクに登録されている方々の中には可能な方もいらっしゃるかと存じますが、別の形で募っていくことも必要かと思えます。人材バンクは、人材確保の手段の一つとしては、考えられると思えます。

会長：ありがとうございます。人材バンクおよび指導者の質と量の確保などに関しましては、また専門部会の方でも時間をとっていらっしゃるということですので、ここでの意見を踏まえまして、またそちらの方でも、詳細に検討して、申し送りをしていただければと思います。この件に関しまして、他にご意見ありませんでしょうか。

委員：国のガイドラインでは、主語が都道府県なので、「藤沢市」とすると、教育委員会ではない話になってしまうのかなと思うので、方針が「藤沢市・藤沢市教育委員会」という連名で本当は作られるといいと思えますが、今後、教育委員会だけではなく、というご説明もございましたので主語が学校設置者（教育委員会）で連携をしていく形で書けるのであれば、国のガイドラインのクに当たるものを位置付けていただけるといいと思います。

会長：非常に重要な部分ですけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局：先を考えて藤沢市として記載ができればいいのかと感ずるところではありますが、実際の現状として、部活動外部指導者は学校長の推薦によって派遣依頼をいただいている形が主です。

指導に入る方が誰でもいいのかというところではないため、校長先生が、人物像を把握されていることが、学校の安心につながっている現状があります。

マッチングというところでいうと、なりたい方もいらっしゃいますが、「なりたい」と「なれる」が必ずしもイコールにならない可能性があります。教育委員会としては、学校につながっていない方のリストを持っておりますが、そのリストから紹介依頼が学校からあるかという現状あまりありません。人材バンクという言葉の聞こえはいいですが、運営

の仕方を工夫していかないと、形だけになってしまう恐れもありますので、そのあたりのご意見がいただけますとありがたいです。

会 長 : ありがとうございます。今の事務局のご意見に関しまして、何かご意見ある方いらっしゃいますか。

おそらく全国でどこでも起こりうる状況だと思います。それこそ例えば、平日は学校の先生が、休日は外部指導者がやるっていう状況のとき、教育理念の違い等、子供にとってはよりよいサービスを受けるための制度であったにもかかわらず、それが逆効果になってしまったっていう報告は多数見られます。今の事務局の話からすると、せつかくある人材バンクというこの資源をどうやって生かしていくのかという仕組み、具体的に言うとコーディネーターの活用や育成、そのような視点は非常に今後重要だと思います。

こういったところも専門部会で検討してください。大きな課題の中の一つですので、ここを固めていくことが重要です。その他この件に関しましていかがでしょうか。

委 員 : I 1 (2) アイウエに関する学校現場の立場として感じるところがございます。文章自体はとてもよくできた文章だと思います。この方向性は間違いないと思います。ただ、この文を読むと胸が苦しくなります。何が苦しくなるかというたとえば「人を確保する」とか、「教員の長時間勤務の解消等の観点」からとか、「本人の抱える事情～を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるよう」だとか、「教師の負担が過度とならないように持続可能な運営体制」だとか、文章はもちろん方向性としてはとても正しいことだと思いますが、現状で申し上げますと、とても苦勞しています。何が苦勞しているかという、部活動の教員配置しか書いてありませんが、学校での教科の指導ですとか、それから教員の数ですとか、そこが今十分に行われているかという、新聞報道にありますように、人がおりません。

なので、例えばある教科の先生がいないということは、学校現場では藤沢市内に今もたくさんあります。その中で部活動の顧問だけを見たときに、十分人がいて、適正な配置ができる上での議論になるかっていうと実はそうではなく、本人の抱える事情を考慮しながらも、無理にお願いをして、部活動が減らないように現状をキープするということと、必死になっています。

ですから、この今回の地域移行の話が繋がっているという側面もあると思っております。

目指す方向性とか体制整備についてはもちろん、この文書に書いてある

とおりで、なかなか現場は苦しいなというのが正直だと思いで、お知らせしたいと思います。

会 長 : ありがとうございます。非常に重要なご意見だと思います。現場で苦しんでいる方々がいらっしやって、先ほど申し上げたように、それによっては子供のサービスが低下するっていうことが見えてきますし、みんながやっぱり苦しんでいる状況の中でどうやってここを突破するのかを考えると、先ほどの人材バンク等をうまく引き出して仕組みが作れたらなと個人的には思います。ここのところまではよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会 長 : 次に、5ページの2「合理的でかつ効率的・効果的な活動のための推進のための取組」の(1)「適切な指導の実施」と、7ページの(2)部活動用指導手引の普及・活用」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通してください。

会 長 : それでは、ご意見のある方、いらっしやいましたらお願いします。

委 員 : 2(1)ウに文化活動について言及されている項目があります。こちらの項目が、この後その他の項目に比べてレベル感が違うように感じます。ア・イ・エは一般論、全体的な視点からの言及ですが、このウだけ「過度な練習が生徒の心身の負担を与え」とか、「短時間で効果的な指導を行う」等、より具体的に書かれているのですが、この部分だけが違うように感じます。

会 長 : 事務局いかがでしょうか。

事務局 : 同箇所見え消し部分イに現状の文章が記載しております。その中で、元々文化部においては、「生徒のバランスの取れた健全な成長を確保するために」とあり、運動部においては、「スポーツ医・科学の見地からの…」とあり、それぞれの特性に応じた大きな書き方をしております。委員ご指摘の点ですが、文化部においては幅広い種目があるため、そのあたりを踏まえております。

会 長 : 文化活動を実践していらっしやる立場から違和感がある等ご意見がございましたら、いただけますでしょうか。

委 員 : 文化部の代表として、校長会から選出されておりますので、意見を述べます。イとウの書き方が対になっていると思ったのですが、一番下の行で「文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと」とあるのですが、これは運動部でも同じだと思います。そもそも国の書き方がこうなっているのですが、イとウが対比するような形で揃えられるといいと思います。

会 長 : ご意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局 : ご意見を参考にさせていただきますして、対比する形をまたご提示したいと思えます。

会 長 : ありがとうございます。ここまでのところいかがでしょうか。では、次に、3「適切な休養日等の設定」、4「生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備」、11ページの5「学校部活動の地域連携」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。

会 長 : 「生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備」(3)の主体が校長先生なのは素朴な疑問があります。

国ガイドラインに準じて書かれていると思いますが、工夫や配慮をするのは校長先生なのでしょうか。それぞれの指導者やそれぞれの顧問教員や、全体が行うべきことだと思えます。

元々、ガイドライン上でも違和感がありまして、先ほどの議論にもあったように、校長先生が行うべきことというところを少し整理して、載せたり省いたりすべきだと思えます。実は、去年の私のゼミで、このガイドラインを少し見た中で、なぜこんなに校長先生が仕事するのかという素朴な疑問を学生から受けました。まさにそれが反映されてしまっていると思えます。

会 長 : 事務局いかがでしょうか。

事務局 : 国のガイドラインをひとまず踏襲させていただいております。校長先生がすべきこととそうではないところを、ただ踏襲するのではなく、わかりやすく次に進めていくためのご意見をいただければと思えます。

委 員 : (3)については、校長先生が全体をリードするというのはまさにそのとおりで、実際にこの工夫を現場でやるというのは違うというところをうまく書き分けるとよいと思えます。

委 員 : 少し話がずれるかもしれませんが、3「適切な休養日等の設定」(1)の「学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日～」とあるとおり、藤沢市の中学校の部活動はこれで運営をされているとは思いますが、「週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える」と、例えば土曜日、日曜日が大会だった場合、次の週の土曜日を休みにする等そういった形で実施しているとは思いますが、これを逆に取って逆に運用している人がいるということを知っています。例えば中学校の場合は、テスト期間ってというのがあって、



その期間は7日間休みなのですが、すごく活動をしたい部活動の顧問がテスト期間で休んでいる部分を、他の日の平日や休日に行い、逆に取っていることがあると聞いたことがあります。その先生から言わせると、例えば横浜市は3日間ですとか、休みの期間は各学校で決めているので、その振替をしているとおっしゃられます。確かにその言い分も合っていると思います。先生も生徒もやりたいということでやっている分にはいいのですが、顧問はずっと続くわけではなく、次の顧問になったときに、生徒がそれを求めてきてしまうと、次の顧問は非常に辛いのではないかと思います。今まではこうでしたという意見は必ずあるので、そういったことをされている先生方もいらっしゃるのでは、文言を書き足す必要性もあるかと思っています。

会 長 : 学校現場で同じような悩みをお持ちの方はいらっしゃいますか。ものすごく熱心な方はこういったこと起こりえると思います。解釈についてですが、やはり都合の良い解釈をして、生徒のためにならないことがないように、ルールはルールでしっかり規定するってことは非常に重要なことだと思います。文言の設定の仕方について事務局はいかがですか。

事務局 : 基本的な考え方を述べる箇所だと思います。市全体として共通理解は図られるべきだとは思いますが、いろんな捉え方があることを全部網羅するようなことはそぐわないため、ここでは即答しかねますが事務局で検討したいと思います。

会 長 : わかりました。同じような課題はどこでも起こると思いますので、少し検討していただきたいです。先ほど委員からお話がありました4「生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備」に加えまして、(1)に違和感を覚えました。

例えば、2行目の「大会で好成績を収めること以外にも」とあるとおり、大会で好成績を収めるということがマストに感じてしまいますし、これを書いてしまうと勝利至上主義に走ってしまいそうです。違う言葉で、その競技力を高めるために、自分自身の心身を探求していくことがスポーツ・文化活動の面白さだと思いますので、そういった言葉に変えていただければと思います。この部分よろしいでしょうか。

委 員 : 主語についてですが、校長・教育委員会・本市等記載がありますが、少し整理をすべきだと思います。

市という主語だと教育委員会とは別である市長部局行政ですから、事務局で市長部局のコンセンサスを取り、提案していただかないと誤解が生じてしまうと思います。

会 長 : ご意見ありがとうございます。それでは次にⅢ章に入ります。

事務局 : Ⅲ章についてご説明いたします。24ページをご覧ください。必要に応じて、国の目次等もご覧ください。Ⅲ章は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について記載されています。現在の本市の部活動ガイドラインには一部記載がありますが、大幅に内容が改められています。新たな地域との連携の考え方や、諸団体の運営にあたっての留意すべき事項等を中心に記載されております。説明は以上です。

会 長 : では、Ⅲ「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」と、25ページの1「新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法」の(1)「休日の活動の在り方等の検討」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。それでは、ご意見のある方はいらっしゃいますか。まさに地域連携というところで、モデル事業の説明がありましたところとかなり深く関わってくるかと思えます。なかなか今議論するのは、難しそうですので、次にうつります。

会 長 : 次に、(2)「検討体制の整備」と(3)「段階的な体制の整備」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。それではいかがでしょうか。

委 員 : (2)「検討体制の整備」ウですが、「本市の体育スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体」ですが、ここに期待することとして、加盟団体に向けての助言や支援ということもあると思います。一方でやはり、支援のハブ機能、ヒアリングをしていただいて意見を集めるというところがすごく重要だと思います。情報収集をこういった団体の方々にぜひ行っていただいて、それを市に集約するというような機能が、特に連携していく上で重要だと思います。そういった文言がここに書き足されるといいのではと思いました。

会 長 : 地域の資源やオリジナリティと意味でも、地域の皆さんの力が、入っていったしっかりとした連携ができればとよいと思いますので、非常に賛成です。他はいかがでしょう。

委 員 : もう一つの視点で申し上げますと、加盟をしている地域の団体が実施団体となると、取り組みの助言・支援は非常にしやすいです。今の藤沢市のスポーツ関連団体や文化関連団体は、おおむね加盟していると思うのですが、そうではない方たちが実施主体となったときに、果たして助

言・支援はどこまで担保できるかっていうのは非常に懐疑的だと感じます。理想としてはこれに書かれているとおりだと思いますが、仕組みを作らないと関係性がないところからの助言・指導が受け入れられるのかという影響が出てしまいそうです。加盟団体を前提として、この文章が書かれていると思うのですが、そうではないことも、種目や活動が多様化すれば今後たくさん出てくると思います。その辺を意識すべきだと思います。

会 長 : ありがとうございます。このご意見に関しましてまず確認ですが、おっしゃっていただいたような加盟団体を前提としていますか。

事務局 : そのように読み取れます。

会 長 : わかりました。それ以外の担い手っていうところを新たにうまく活用していくっていうことも必要になるということだと思いますが、市民自治推進課の管轄業務は地域に根ざすとても重要なリソースだと思います。こういったところも活用できればと思います。  
あとはいかがでしょうか。専門部会でも練っていただければと思います。では次に移ります。

会 長 : 最後に、27ページの2「休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進」と、28ページの3「地方公共団体における総合的・計画的な取組」について、少し時間を取りますので、案と参考資料に目をお通しください。いかがでしょうか。

委 員 : 今Ⅲ章の議論ですが、このⅡ章の議論が今行われていないので、そのの実施主体・運営主体が見えないまま、この話をすると、なかなか想像がつかない印象があります。Ⅲ章も主語が様々でてきて、推進したり決定したりしている人が誰なのかというのは、どうしても今の状態だとイメージがつかねております。もしできたらこのⅡ章の部会の結果を受けて、また話ができたらいいと思います。

会 長 : ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。事務局も、そのようなスケジュールを設定されているようですので、ご理解いただければと思います。

その他、全体を通していかがでしょうか。

委 員 : この方針についての考え方ですが、これは誰に向けて発出されるのでしょうか。つまり、もちろん学校の先生方はこの状況がすごく詳しくわかってらっしゃると思います。

しかし、地域と連携していくというときには、地域の人もわからなければならぬと思います。

例えば部活動指導員という言葉は、地域の人にとっては縁がないです。もちろん専門用語は使わなければいけないと思いますが、そういったものに対する注を別途付ける等、工夫が最終的には必要だと思います。最終的に方針が誰に届くかというところを加味しながら最終的な方針がまとめられたらよいと思うので、その辺のご配慮をよろしく願いいたします。

会 長 : はい、ありがとうございます。協議にご協力いただきましてありがとうございます。本日の協議で様々なご意見をいただきましたが、事務局で、整理していただいて、次回の推進協議会で示していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局 : はい。整理させていただきたいと思います。

I 章とⅢ章につきまして、議論の時間につきましては、十分ではなかったことと思います。委員の皆様におかれましては、また改めてご検討いただきたいなと思います。7月14日までに、事務局あてにメールやお電話でご連絡いただければと思います。本日協議いただいた意見と、7月14日までにご意見等いただきましたものを合わせまして、事務局でまたお示しできるように準備し、I 章とⅢ章の案については次回の協議会で確定といたします。

また、II 章とIV 章の案については、各専門部会で協議し、次回の推進協議会で部会長から報告してもらい運びとなります。各2回ずつ開催されるので、十分協議がなされることと思います。

よって、第2回の推進協議会での報告と、その場での協議によりII 章とIV 章の案についても確定することといたしますので、ご承知おきください。

会 長 : 本方針案について、第2回推進協議会で案を確定させるまでの流れを確認することができました。

では、本日の協議はここまでとし、今後の予定等事務連絡に入りたいと思います。ご協力ありがとうございました。進行を事務局に返します。

事務局 : 委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。第2回の藤沢市部活動地域移行推進協議会でございますが、8月2日(水)15時～、場所は市役所本庁舎8-1・8-2会議室を予定しております。

内容は、国・県の動向について、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」について、今年度のモデル実証の年度途中における検証とその改善～アンケートと情報交換会から～、令和6年度のモデル実証のケース選定について、でございます。お忙しいとは存じますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、最後に川邊副会長から、閉会の挨拶をお願いします。

副会長 : 皆様積極的なご発言、ご協議ありがとうございました。なかなか議論が尽くせないところだと思います。まだ7月14日まで、意見が出せるということですので、ぜひ意見を出していただいてよりよい方針に繋げていきたいと思っています。事前質問事項を提出できるとか、ご発言できなかった皆さんも、できるのではないかと思います。引き続き工夫しながら進めていきたいと思っています。引き続き皆さんのご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

事務局 : 川邊副会長、ありがとうございました。それでは、第1回藤沢市部活動地域移行推進協議会を終了させていただきます。